

ヒアリング後の追加質問に対する回答

1. 線路敷設基盤(マンション向け光屋内配線)

①KDDIの資料(P13)に集合住宅における光屋内配線の転用のイメージが示されているが、事業者間で問題点は共有されているのか、協議は具体的にどこまで行われているのか。(対NTT東西、KDDI)

NTT東回答	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年12月よりKDDI殿とは集合住宅における光屋内配線の転用に向け、転用の工事方法や申込方法等の運用面について協議を行ってきましたが、集合住宅における設備形態は様々であるため、まずは個別物件でトライアルすることとし、KDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで昨年10月に双方合意しましたが、未だKDDI殿から物件のご提示がなくお待ちしている状況です。 また、現時点、KDDI殿の資料(P13)にあるような、MDF室等の共用部分に光パッチパネルを設置し、各事業者が設置する光ファイバの回線終端装置に戸毎に付け替えるような接続形態についても、ご要望はいただいておりますが、これについても、双務的に実施することを前提に協議の場で具体的なご要望をいただければ、双方合意した内容に基づき、すみやかに検討が進められるものと考えます。
NTT西回答	<ul style="list-style-type: none"> 今年2月よりKDDI殿とは集合住宅における光屋内配線の転用に向け、転用の工事方法や申込方法等の運用面について協議を行ってきましたが、集合住宅における設備形態は様々であるため、まずは個別物件でトライアルすることとし、KDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで今年3月に双方合意しましたが、未だKDDI殿から物件のご提示がなくお待ちしている状況です。 また、現時点、KDDI殿の資料(P13)にあるような、MDF室等の共用部分に光パッチパネルを設置し、各事業者が設置する光ファイバの回線終端装置に戸毎に付け替えるような接続形態についても、ご要望はいただいておりますが、これについても、双務的に実施することを前提に協議の場で具体的なご要望をいただければ、双方合意した内容に基づき、すみやかに検討が進められるものと考えます。
KDDI回答	<ul style="list-style-type: none"> 当社とNTT東・西との間では、双方向での転用時点に向けた問題点を共有しており、具体的な課題の解決に向けた協議を行っています。当社としても早期に転用が実現するよう積極的に取り組んでいるところです。

2. 線路敷設基盤(ネットワーク共用等)

①モバイルネットワークの共用について提案しているが、最近、電柱・管路ガイドラインの改正や、紛争処理手続の整備など、ネットワーク共用に関する環境整備が行われたと聞いている。これでは、不十分なのか。不十分な点(例:紛争処理手続の対象とならない協定の存在)があれば、具体的に教えてもらいたい。(対ソフトバンク、イー・アクセス)

ソフトバンク回答	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔等の共用については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正により一定のルール整備が図られたことは事実ですが、設備強度等の問題により、実質的には共用が不可となるケースがほとんどで、大きな進展が見られていないのが実情です。 ・従前より弊社が指摘しているとおり、ルーラルエリアにおいては、公的支援制度の活用等により、ドミナント事業者がエリア展開を優位に進めている状況にあること等も踏まえ、当該事業者の設備や公的支援により設置される設備に対し、他事業者との共用を前提とした設計を義務付ける等、設備共用の実効性を担保することが必要と考えます。 ・また、ルーラルエリアにおける効率的な設備構築推進の観点から、鉄塔共用のみならず、ローミングやその他の設備共用についても、ルール整備を推進すべきと考えます。
イー・アクセス回答	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が提案したモバイルネットワークの共用とは、周波数のイコールフットイングによる公正な競争環境の確保を目的としています。競争上優位性のある周波数帯を利用している、もしくはネットワークの独占性を有しているモバイル事業者の基地局設備や伝送路設備といったネットワーク設備を他のモバイル事業者でも利用を可能にするという形態を意味しており、電柱や管路、鉄塔といったインフラリソースの共用では解決できないものです。 ・これは、本格的なモバイルのブロードバンド化が進むLTE時代には、音声サービス中心の時代と異なり、割当周波数が増え競争力の源泉になると考えているからです。伝播特性や浸透性が優れ効率的に設備構築が可能なプレミアムバンドの割当有無については今までも課題となってきましたが、今後はLTEの高速化や増大するトラフィックに対応する周波数帯幅、グローバルな端末到達に優れた国際的調和のある周波数帯域も加えた周波数の『量』と『質』が、競争上の優位性につながります。 ・本来であれば、LTEは、モバイルサービスの大きな転換期であるため、LTEで利用される周波数については、モバイル事業者が現在の周波数環境によらず、同等のネットワークサービスが提供出来るようにリロケーションを行うことが最も望ましいと考えますが、現実的ではありませんので、今後の周波数割当て、公正な競争環境を可能な限り確保する政策※を実行して頂きたいと考えます。 ※既存事業者の周波数の取得制限(Quota)、新規/新興事業者へのプレミアムバンド・国際調和を有するバンドの優先的割当てなど ・ネットワークの共用に論を戻すと、周波数のボトルネック性・希少性から、周波数割当て政策で解決しない場合には、競争上優位性のある周波数を有するモバイル事業者に対して、モバイル事業者間でのネットワーク接続(MVNO/ローミング形態、アクセスネットワーク共用形態など)を設備競争に留意しながらルール化することが併せて必要と考えます。

②災害時のローミングとは別に、緊急通報に限定したローミングも、国民の生命・身体の安全確保の観点から検討に値すると思うが、どう考えるか。(対NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス)

NTTドコモ回答	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報に限定したローミングについては、「接続ルールの在り方」答申(2009年10月)において、「他MNOから緊急通報に限定したローミングの要望を受けたMNOは、公益的見地からの重要性にかんがみ、その実現に向けて、(略)検討・協議を積極的に行うことが必要」との整理がなされているところです。 ・当社としてはその整理を否定するものではありませんが、実現にあたっては、①法令上緊急機関から発信者に呼び返しできる仕組みが必須であり、その実現には多大な開発費等が必要なこと、②自動でNW切り替えを行う端末機能の開発が必要になること、③通信方式が異なるKDDI殿については、対応が不可能であることなど、多くの課題が存在することから、これらの課題を解決したうえで、全携帯事業者の共通の取組みとすると共に、国全体として取り組む必要があると考えます。 ・なお、災害時ローミングについては、ローミング対応に伴う、復旧の遅れや予期せぬ輻輳などが発生し、かえってユーザに多大な迷惑や支障が生じる可能性が高いことに加え、方式の違いによりKDDI殿とはローミングが実施できず、全携帯事業者の取組みとはなり得ないなど、現実的には対応困難と考えます。
KDDI回答	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の生命・身体の安全を確保するためには、事業者・ネットワークの代替性や冗長性が必要であり、緊急通報も含めて設備競争を前提として提供することを原則とすべきです。ただし、景観条例の存在や物理的に設備の設置が行えないなど、止む得ない場合に限定してローミングや設備共用を行うことについては有用であると考えます。
ソフトバンク回答	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のローミングについては、今回の震災を踏まえて、可及的速やかに導入に向けた準備が開始されるべきです。また、ご指摘の緊急通報に限定したローミングについても、国民の生命・身体の安全確保の観点から、早期に導入すべきと考えます。 ・一方、災害時のローミングや緊急通報に限定したローミングの検討とは別に、ルーラルエリアにおけるローミングやその他設備共用の実現についても、ルール整備を推進すべきであり、その検討に際しては、効率的エリア整備と公平な競争環境確保の両立を目指すことが必要と考えます。
イー・アクセス回答	<ul style="list-style-type: none"> ・実現のための設備改修コストや、ローミング下での緊急通報時における課題を緊急通報受理機関殿も含め整理する必要がありますが、国民の生命・身体の安全をより確保する観点では、緊急通報についてローミングを実施することは有益と考えます。